五　住宅の品質又は性能を向上させる変更その他の変更後も認定に係る長期優良住宅維持保全計画が法第六条第一項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる基準に適合することが明らかな変更

（法第八条第一項の規定による認定長期優良住宅建築等計画等の変更の認定の申請）

第八条　（略）

（記録の作成及び保存）

第十六条　法第十一条第一項の認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録は、次に掲げる事項を記載した図書とする。

一　法第五条第八項各号に掲げる事項

二から十　（略）

２　（略）

第一号様式（第二条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

（第二面）

長　期　優　良　住　宅　建　築　等　計　画

１．建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【１．地名地番】～【８．構造】　（略）
【９．長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】
【10．確認の特例】・【11．住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第５項の適用の有無】　（略）

（注意）

１．（略）

２．【９．長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】の欄について、【11．住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第５項の適用の有無】の欄で「無」に「✓」マークを入れた場合においては、設計内容説明書を提出してください。

３．～５．（略）

（略）

（第四面：法第５条第１項又は第２項の規定に基づく申請の場合）

２．・３．（略）

４．住宅の建築の実施時期

（略）

（注意）

１．（略）

２．３②欄には、住宅の修繕に要する費用の年間積立予定額を記載してください。

３．・４．（略）

（略）

（新設）

（法第八条第一項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請）

第八条　（略）

（記録の作成及び保存）

第十六条　法第十一条第一項の認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録は、次に掲げる事項を記載した図書とする。

一　法第五条第六項各号に掲げる事項

二から十　（略）

２　（略）

第一号様式（第二条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

（第二面）

長　期　優　良　住　宅　建　築　等　計　画

１．建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【１．地名地番】～【８．構造】　（略）
【９．長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】　別添設計内容説明書による
【10．確認の特例】・【11．住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第５項の適用の有無】　（略）

（注意）

１．（略）

（新設）

２．～４．（略）

（略）

（第四面：法第５条第１項又は第２項の規定に基づく申請の場合）

２．・３．（略）

４．住宅の建築の実施時期

（略）

（注意）

１．（略）

２．３②欄には、住宅の修繕に要する費用の年間積み立て予定額を記載してください。

３．・４．（略）

（略）